

**国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う  
関係内閣府令の整備等に関する内閣府令について**

平成26年 5 月  
総務省人事・恩給局

**1. 改正の理由**

国家公務員法等の一部を改正する法律（平成26年法律第22号。以下「改正法」という。）及び関係政令の施行に伴い、関係する内閣府令（以下「府令」という。）について所要の改正を行うもの。

（対象府令は9本…別紙参照）

**2. 改正の概要**

(1) 中央人事行政機関たる内閣総理大臣の事務の整理に伴う改正

国家公務員法上の中央人事行政機関たる内閣総理大臣の事務は、これまで、内閣府の主任の大臣として整理し、その下位法令は、内閣府令とされてきた。

しかし、今般の改正に伴い、中央人事行政機関たる内閣総理大臣は内閣官房の主任の大臣として整理し、その下位法令は、新たに創設される内閣官房令となることから、府令中「内閣府令」とあるもののうち、中央人事行政機関としての内閣総理大臣が発する命令として規定されているものについては、「内閣府令」を「内閣官房令」に改める。

(2) 新たな法規命令の創設に伴う改正

内閣官房令が新たな法規命令として創設されることにより、全行政機関の命令を並べるような記載がなされている場合であって、内閣官房令も併記すべき府令について、「内閣官房令」を追記する。

(3) その他所要の規定の整備

**3. 施行期日等**

改正法の施行日（5月30日）

国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う  
関係内閣府令の整備等に関する内閣府令 対象府令

- 官報及び法令全書に関する内閣府令（昭和24年総理府・大蔵省令第1号）
- 人事記録の記載事項等に関する内閣府令（昭和41年総理府令第2号）
- 人事統計報告に関する内閣府令（昭和41年総理府令第3号）
- 職員の兼業の許可に関する内閣府令（昭和41年総理府令第5号）
- 職員の退職管理に関する内閣府令（平成20年内閣府令第83号）
- 特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣府令（平成20年内閣府令第84号）
- 官民人材交流センター組織規則（平成20年内閣府令第86号）
- 標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令（平成21年内閣府令第2号）
- 人事評価の基準、方法等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第3号）